**情報セキュリティに関する業務実施手順書**

理学研究科

**１．はじめに**

本手順書は、公立大学法人大阪市立大学情報セキュリティポリシー、情報セキュリティポリシー実施要領、大阪市立大学における個人情報の取扱い及び管理に関する規程、大阪市立大学における個人情報の取扱い及び管理に関する実施細則に基づいた理学研究科の業務実施手順を記載する。理学研究科の教職員（非常勤教職員等を含む）はこれを遵守する。

**２．非公開情報の取扱い**

2-1 非公開情報の取扱い

① 非公開情報（公開に適さない情報のうち、個人情報を含まないもの）の管理責任者は、理学研究科長（部局等情報資産管理責任者）とする。部局等情報資産管理責任者は、非公開情報の保管、廃棄等の管理責任を負うものとする。

② 理学研究科の教職員は、サーバ、パソコン、記憶媒体、および紙媒体に保存された非公開情報を厳重に保管する。

③ 非公開情報が記録されたパソコン、記憶媒体、および紙媒体は、原則として学外に持ち出してはならない。

④ 業務の必要上、やむを得ず、非公開情報が記録されたパソコン、記憶媒体、および紙媒体を学外に持ち出す場合は、部局等情報資産管理責任者の了承を得た上で、厳重に管理する。

⑤ 非公開情報が記録されたパソコン、記憶媒体、および紙媒体が、万一紛失や盗難にあった場合は、直ちに部局等情報資産管理責任者に報告しなければならない。

2-2 個人情報の取扱い

　 非公開情報のうち、大阪市個人情報保護条例で規定される個人情報が含まれている

ものについては、2-1の内容に加え、大阪市立大学における個人情報の取扱い及び管理

に関する規程、大阪市立大学における個人情報の取扱い及び管理に関する実施細則に

より、適切に取り扱うこととする。

**３．情報機器の取扱**

**3-1. パソコン・記憶媒体の管理**

① 非公開情報をパソコン、記憶媒体に保存する場合には、暗号化などにより厳重に管理する。

② 部局等情報資産管理責任者は、毎年度末に非公開情報が記録されたパソコン、記憶媒体のデータ確認を教職員に指示し、不要なものは消去または廃棄させる。

③ パソコン、記憶媒体を廃棄する場合は、データ消去処理を十分に行う。

**3-2. 電子メール・インターネットの利用**

① 非公開情報の電子メールによる送信は禁止する。

② 非公開情報を誤って電子メールで第三者に送信してしまった場合には、部局等情報資産管理責任者に報告しなければならない。

③ 非公開情報をインターネットに公開してはならない。

④ OCUNETの接続許可を得ていない者がパソコン等の情報機器をネットワークに接続することを禁止する。

**3-3. 事務機器の管理**

① 非公開情報のＦＡＸ送信は禁止する。

② 非公開情報のコピーは、原則として禁止する。

③ 非公開情報の印刷は、原則として禁止する。

**４．ネットワーク上のサーバの取扱い**

① 部局等情報資産管理責任者は、所管するサーバに非公開情報を保存する場合、それらのファイルへのアクセス権限を持つユーザーを指定する。また、そのサーバ内の非公開情報を管理する。

② ①のサーバのルート権限を持つ者は、アクセス権限を持つユーザーを登録・削除する場合、部局等情報資産管理責任者の許可を得る。

③ 部局等情報資産管理責任者は、毎年度末にアクセス権限を持つユーザーの確認を指示し、不要なユーザーを削除するものとする。

④ サーバ内の情報については、アクセスログ（操作、対象データ、作業者、日時）を記録し、不正アクセス等が発生した場合に原因追跡ができるようにする。

**５．ウイルス感染、不正アクセス、事故への対応について**

① ２．⑤の他、ウイルス感染、不正アクセスなどの情報セキュリティに関連する事故を発見した者は、直ちに部局等情報資産管理責任者に報告しなければならない。

② 部局等情報資産管理責任者は、①の報告を受けたときは、必要な措置を講じるとともに、別紙1の情報セキュリティ事故報告書により全学情報資産管理責任者に報告しなければならない。

**６．業務委託における情報セキュリティの維持**

① 非公開情報に関係する業務を外部委託する際には、契約書に別記「情報セキュリティに関する特記事項」の遵守を明記するとともに、秘密保持契約を締結しなければならない。

② 業務を外部に委託した担当者は、作業記録等を確認・評価するとともに毎月初めに、その委託業務の状況を部局等情報資産管理責任者に報告しなければならない。

**７．業務実施手順書の改定**

部局等情報資産管理責任者は、必要に応じて本業務実施手順書の改定を行う。

**８．その他**

その他、この業務実施手順書に記載のないものは、公立大学法人大阪市立大学情報セキュリティポリシー、情報セキュリティポリシー実施要領、大阪市立大学における個人情報の取扱い及び管理に関する規程等の規定に従い、業務を遂行するものとする。

　附 則　この実施手順書は、平成26年7月22日から実施する。

　附則２　この実施手順書は、平成26年11月26日から実施する。

附則３　この実施手順書は、平成28 年4月1日から実施する。